## 函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

○交渉日時 平成26年1月30日(木)14:00~14:15

○交渉場所 市役所8階第1会議室

〇出 席 者 当局側 中林副市長,企業局長,病院局長 他 計9名

組合側 長谷川中央執行委員長 他 計8名

交渉項目	給与制度の見直しについて(第2回目)
	(組合) これまでの交渉・事務折衝の内容を踏まえ、当局の最終的な考え方を 確認したい。
	(当局) これらの条件(※別紙のとおり)で合意されれば、2月定例会へ提案 したい。
交涉要旨	(組合) 今確認された内容については、一度持ち帰り、機関決定後に、正式回答をさせていただきたい。 今後も財政状況を踏まえれば、こうした一定の協力を継続する必要があるとは思うが、当局としても、事業の見直しなど、しっかりと取り組んでいただきたい。
	(当局) 昨年度に引き続き、厳しい内容の提案であったが、この間、精力的な協議を重ねていただき、感謝する。 市が目指している「収支バランスの均衡」は、現状、職員給与の減額がなければ難しいものと認識しているが、当然、それだけに頼るのではなく、事業の見直しなど、気を緩めずにしっかりと取り組みを進めていくので、今後とも協力をお願いしたい。
交涉結果	(交渉終了)
備考	その後、妥結案どおりの合意回答あり(1月30日付 正式合意)

## 給与制度の見直しについて

- 1 給与独自減額(平成26年4月1日実施)
  - (1) 平均4. 5%の減額とし、級別の減額率は以下のとおりとする。

職務の級		1,2級	3	級	4級		5級		6級以上	再任用職員
減	額率	2 %	3.	2 %	4.	2 %	5.	2 %	7 %	2 %

- (2) 給料に連動する地域手当,期末・勤勉手当,勤務1時間当たりの給与額は減額 後の給料月額により算出する。
- ※ 医師等人材確保が困難な職を除く。
- ※ 独自減額期間については、平成27年3月までとし、平成27年度以降については、改めて協議する。

## 2 早期退職募集制度の導入等(平成26年4月1日実施)

(1) 早期退職募集制度の導入

年齢,職位等を特定して早期退職募集を行い,職員が応募し認定を受けて退職 した場合,市側都合による退職として退職手当を算定する。

- (2) 定年前早期退職特例措置の拡充
  - ア 勤続年数を20年以上とする。
  - イ 適用対象年齢の下限を45歳とする。
  - ウ 割増内容を定年前1年につき一律3%(定年前1年の場合は2%)とする。
- (3) 勧奨退職を廃止する。
- ※ 病院局の医師等人材確保が困難な職を除く。
- 3 住居手当の見直し(平成26年4月1日実施)

持ち家に係る住居手当(現行5,500円)については、以下のとおり2年間の経過措置を設けて廃止する。

- ・平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 4,000円
- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 2,000円
- 平成28年4月1日以降

廃止

## 4 経過措置の廃止

継続協議とする。